

滋賀県がん患者団体等自主事業実施要領

1 事業の目的

がん罹患する可能性は、2人に1人とされており、加齢により発症のリスクが高まることから、今後ますますがんの罹患数は増加することが見込まれる。一方で、がん医療の進歩により、生涯長く付き合う慢性の病気になってきていることから、地域での支え合いや正しい情報が得られる環境整備等が重要である。

がん患者団体等による、その経験を活かした、がん予防のための啓発やがん患者の療養支援の自主活動を推進することで、がんの予防や早期発見、がん患者のQOLの向上を図る。

2 補助金の交付

県は、がん患者団体およびがん患者を支援することを主たる目的とする団体が、県民に向け自主的に取り組む、がん予防・がん検診受診率向上のための活動やがん患者の療養支援のための活動に要する経費について、補助を行う。

3 補助の対象等

(1)補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- ①がん患者の相談支援、交流・情報交換等のための事業
- ②がん予防・がん検診受診率向上、がん治療の促進のための事業
- ③その他がん対策に関する事業(施設整備、設備整備は除く)

(2)補助の対象となる団体は、以下のすべてを満たす団体を対象とする。

- ①がん患者団体または、がん患者の支援を主たる目的としている団体であること。
- ②県内に活動拠点があること。
- ③自主活動について県内に周知、発信し、広く県民を対象とした活動を実施している(または、しようとしている)こと。
- ④県が開催する「がん対策活動団体との情報交換会」(年1回開催予定)に参加すること。
- ⑤補助期間に、がん患者団体連絡協議会や圏域内のがん拠点病院、行政、企業等と顔の見える関係づくりを進め、連携した活動とすることで、補助金交付終了後も事業の継続に努めること。
- ⑥団体の運営、会員の支援を目的とするものでないこと。

(3) 補助対象経費のうち、他の自治体等から補助を受けている事業は補助対象外とする。

また、本県の他の補助金等と重複して申請を行うことはできない。

4 補助の内容

(1)補助対象経費および基準額等は、以下のとおりとする。

補助対象経費項目	基準額	補助率
(1)がん患者の相談支援、交流・情報交換等のための事業 (2)がん予防・がん検診受診率向上、がん治療の促進のための事業 (3)その他がん対策に関する事業(施設整備、設備整備は除く)	300,000 円	定額
※(1)～(3)いずれも人件費は1/2以下であること。 ・報酬		

<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 ・旅費 ・需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費) ・役務費(通信運搬費、保険料、広告料) ・委託料 ・使用料および賃借料 		
--	--	--

(2)複数の団体から申請があった場合には、事業内容および地域バランス等を考慮のうえ、予算の範囲内で選定するものとする。

5 活動内容・実績等の整備

補助金交付団体は、その活動内容や実績、相談内容、支援内容等を記録として整備するなど、地域におけるがん患者の実態や活動の成果を把握できるよう適切な管理に努めるものとする。

6 個人情報の取扱い等

県および補助金交付団体は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意するとともに対象者の心情等に十分配慮した対応をとるものとする。

7 その他

この要領の定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。